四日市市告示第 12 号

三重県生活環境の保全に関する条例(平成13年3月27日三重県条例第7号)第72条の4第2項に基づき、次のように告示する。

令和6年1月18日

四日市市長 森 智広

1. 発表事項

四日市市別名五丁目地内における土壌汚染について

2 発表内容

令和6年1月17日、三重県生活環境の保全に関する条例第72条の4第1項に基づき、株式会社シュウカ(志摩市阿児町鵜方1087番地32代表取締役 小林 亮一郎)から同社所有地(四日市市別名五丁目1番8号)において、土壌汚染を発見した旨の届出がありました。

届出によると、当該地はガソリンスタンド跡地であり、同社が当該地を購入し、 自主的に土壌を調査したところ、「ベンゼン」が土壌溶出量基準を超過しました (地点は別紙参照)。

なお、土壌溶出量基準を超過した区画及び下流側で地下水を調査したところ、いずれの地点でも「ベンゼン」は地下水基準に適合していたことから、周辺環境への影響はないと考えられます。

基準を超過した有害物質及び濃度は次のとおりです。

<土壤調査結果(溶出量)>

物質名	最大検出濃度 (土壌溶出量基準の倍数)	土壌溶出量基 準
ベンゼン	0.12mg/L(12倍)	0.01mg/L

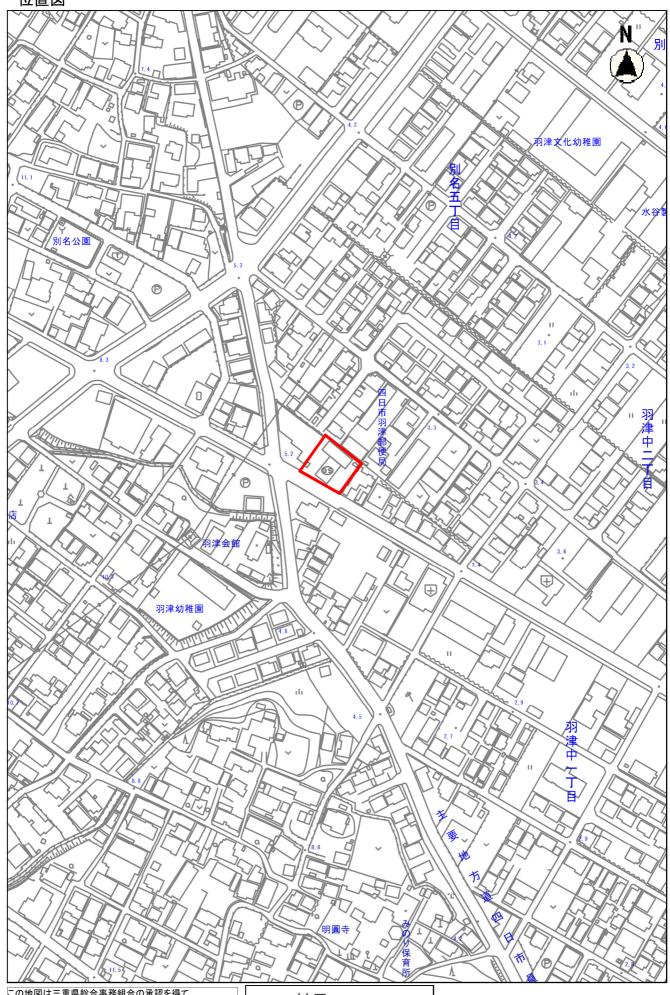
3 事業者における今後の対応

(1) 汚染が発見された区画の土壌については、掘削除去工事を行う予定です。

4 四日市市の対応方針

- (1) 1月17日に現地への立入調査を実施しました。
- (2) 事業者による汚染土壌の掘削除去工事が適切に行われるよう指導していきます。

(環境部環境政策課)



この地図は三重県総合事務組合の承認を得て、 同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図を使用し、 調整したものである。(承認番号:三総合地第99号)」

縮尺 1:2500 20131000 10 20 30 40 30 80 70 80

